

---

当院では必要項目について厚生局へ施設基準に係る届出を行い診療報酬を算定しています。主な算定内容につきましては下記をご覧ください。

初診料

再診料

医療情報取得加算

医療 DX 推進体制整備加算

明細書発行体制等加算

一般名処方加算

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

外来データ提出加算

運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）

リハビリテーションデータ提出加算

小児運動器疾患指導管理料

下肢創傷処置管理料

二次性骨折予防継続管理料 3

生活習慣病管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）

難病外来指導管理料

慢性疼痛疾患管理料

外来管理料